

事 務 連 絡
令和元年 7 月 25 日

北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長 殿
各地方農政局消費・安全部安全管理課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
課長補佐（農薬指導班担当）

ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリドを含む製剤の劇物指定に伴う対応について

今般、令和元年 6 月 19 日に「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第 31 号）」が公布され、「ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド 0.4%以下を含有するものを除く。」の劇物指定について下記のとおり施行されました。

令和元年 7 月 25 日現在、農薬登録を受けているジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリドを含有する製剤のうち新たに劇物に指定されるものは「ピタイチ（グリセリンクエン酸脂肪酸エステル乳剤 農薬登録番号第 24184 号）」（有効成分ではなくその他の成分としてジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリドを含有。）です。

当該政令の施行後には、これらの製剤の取扱者（農薬販売者及び農薬使用者を含む）には、別紙のとおり毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）に基づく対応が求められることとなります。

このため、ピタイチの登録・販売メーカーから、取引先に対し別添のとおり対応への協力を依頼する文書が発出されました。

都道府県の農薬担当者の皆様には、ピタイチの販売者及び使用者に対して、全国農業協同組合連合会等の関係機関や都道府県の薬務主管部局と連携しつつ、①農薬の適正な管理・使用に関する指導・研修の機会を捉えて周知する、②都道府県のホームページに掲載する、等の手段により、注意喚起を図っていただく必要があります。

以上の事をご承知おきの上、貴管下都道府県の担当者に情報提供及び協力依頼をお願いします。

記

1. 施行日：令和元年7月1日
2. 経過措置：
 - (1) 新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和元年9月30日までは、法第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。
 - (2) 新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和元年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(参考)

別紙

新たに劇物に指定される農薬の販売者及び使用者に求められる対応

1. 流通在庫及び農家等が新たに保有する在庫については、政令施行後、直ちに施錠のできる保管庫に移し、盗難・漏洩・紛失を防ぐこと。また、直ちに貯蔵・陳列場所には「医薬用外劇物」の表示を行うこと。
2. 農家又は販売者が保有する当該剤の在庫品には令和元年9月30日までに容器、被包への「医薬用外劇物」の表示を付すこと。

なお、上記の対応は、従前から当該農薬を販売又は使用していた者について、それらが毒劇物に指定されることによって等しく求められる代表的な義務のみを抜粋したものであり、毒劇物の取扱者の責務全般については、厚生労働省のホームページ等を参照願います。

2019年7月10日

全国農業協同組合連合会
耕種資材部 農薬課 御中協友アグリ株式会社
普及営業部

いちご専用殺ダニ剤「ピタイチ」劇物指定について

「ピタイチ」は2019年1月22日に農薬登録を取得し、2019年2月15日から販売を開始したいちごのハダニ防除用薬剤です（登録番号：第24184号 有効成分：グリセリンクエン酸脂肪酸エステル50.0%）。

このたび、「ピタイチ」に含まれている副資材が、7月1日に施行された毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令にて劇物に指定された事により、「ピタイチ」が【普通物】から【医薬用外劇物】となりました。詳細は別添の厚生労働省の文章（厚生労働省HPより）をご参照ください。

具体的な対応について以下に記します。お手数をお掛けしますが、事情ご拝察の上、ご高配を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 今後の製造品への医薬用外劇物表示について

7月以降生産予定の「ピタイチ」製品ラベルには医薬用外劇物の表示を行います。

新しい表示をした製品は7月12日から出荷が可能となる予定です。

2. 流通在庫への対応について

(1) 保管・陳列・譲渡：7月1日より、医薬用外劇物に指定されているため、保管、陳列及び譲渡の際には適切な対応をお願いいたします。

(2) 返品：速やかに流通在庫の返品を行った上、新たなラベル品（医薬用外劇物表示がされたもの）と交換いたします。具体的な方法については別途相談させていただきます。

3. 生産者への対応について

全農、JAを通じ、生産者（農家）向けの説明文書を配布し、既に購入された農家への周知をお願いいたします。文案を別紙①に示します。

なお、「ピタイチ」のいちごへの使用に関しましてはラベル内容（裏面：「ピタイチの登録内容」）の通りご使用いただけます。

以上

同件に関するお問い合わせは、以下迄お願いいたします。

協友アグリ株式会社 普及営業部 普及・マーケティング室（TEL：03-5645-0706）

「ピタイチ」の登録内容

- 【種類】 : グリセリンクエン酸脂肪酸エステル乳剤
【商品名】 : ピタイチ
【登録番号】 : 第 24184 号
【有効成分】 : グリセリンクエン酸脂肪酸エステル . . . 50.0%
【適用と使用法】 : 以下の通り

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
いちご	ハダニ類	500 倍	100～300 L / 10 a	収穫前日まで	-	散布

グリセリンクエン酸脂肪酸エステルを 含む農薬の総使用回数
-

2019年7月10日

いちご生産者（農家）各位

協友アグリ株式会社
普及営業部

いちご専用殺ダニ剤「ピタイチ」劇物指定について

「ピタイチ」は2019年1月22日に農薬登録を取得し、2019年2月15日から販売を開始したいちごのハダニ防除用薬剤です（登録番号：第24184号 有効成分：グリセリンクエン酸脂肪酸エステル50.0%）。

このたび、「ピタイチ」に含まれている副資材が7月1日に施行された毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令にて劇物に指定された事により「ピタイチ」が【普通物】から【医薬用外劇物】となりました。詳細は別添の厚生労働省からの文章（厚生労働省HPより）をご参照ください。

従いまして今後は、「ピタイチ」につきましては、劇物保管庫で保管・管理が必要となります。

今回の事で返品を希望されるいちご生産者（農家）の皆様はお手数ですが、ご購入されたJAへお申し出下さい。急な事で大変お手を煩わせますが何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、いちごへの使用についてはこの登録内容通りでご使用いただけます。

急な事で大変お手を煩わせますが何卒宜しくお願い申し上げます。

同件に関するお問い合わせは、以下迄お願いいたします。

協友アグリ株式会社 普及営業部 普及・マーケティング室（TEL：03-5645-0706）

「ピタイチ」の登録内容

【種類】：グリセリンクエン酸脂肪酸エステル乳剤

【商品名】：ピタイチ

【登録番号】：第24184号

【有効成分】：グリセリンクエン酸脂肪酸エステル・・・50.0%

【適用と使用法】：以下の通り

作物名	適用病 害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	グリセリンクエン酸脂肪酸エステル を含む農薬の総使用回数
いちご	ハダニ類	500 倍	100～300L ／10a	収穫前日ま で	-	散布	-

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号。以下「改正政令」という。）が令和元年6月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

(1) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 7446-70-0)

(2) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 85-43-8)

(3) ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド0.4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 7173-51-5)

(4) 2-（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-（ジメチルアミノ）エタノール3.1%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 108-01-0)

(5) トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 98-13-5)

同物質がピタイチの副資材として
商品中1.4%含有されています

(6) ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 142-62-1)

(7) ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 111-14-8)

(8) ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸 11%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 109-52-4)

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-(2,2-ジシアノエテン-1-イル)フェニル=2,4,5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 126980-24-3)

(2) 2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤のうち、2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート 6.4%以下を含有する製剤

(CAS No. : 2867-47-2)

(3) 水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤のうち、水酸化リチウム一水和物 0.3%以下を含有する製剤

(CAS No. : 1310-66-3)

3 施行期日

令和元年7月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

(1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和元年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和元年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和元年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。

(2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物

の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料(資料30 平成30年度第2回毒物劇物部会について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000497412.pdf>